

厚生労働省
広島労働局発表
令和7年1月22日

担当	広島労働局労働基準部賃金室
	室長 檀上昌浩 賃金指導官 栗林隆幸 (電話) 082 (221) 9244

報道機関各位

広島県特定(産業別)最低賃金の改正について

3業種、時間額45～50円の引上げ

— 令和7年2月21日に発効します —

広島労働局長(小沼宏治)は、令和6年度に広島地方最低賃金審議会(会長岡田行正)に諮問した7業種の特定(産業別)最低賃金のうち、下記の3業種について、令和6年12月23日に答申を受け、引き上げる旨を決定して本日官報に公示しました。発効日は、令和7年2月21日となります。本日の官報公示で、令和6年度に諮問した全ての特定(産業別)最低賃金の改正が決定しました。

政府は、賃金引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、各種支援策を設けており、広島労働局では、支援策が幅広く活用されるよう今後も周知に努めてまいります。

また、助成金、賃金引上げに関する規定や環境の整備については、『広島働き方改革推進支援センター』が支援しています

令和6年度広島県特定(産業別)最低賃金の状況

令和7年2月21日発効分

件名	改定前	答申	引上額	引上率
広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金	1,002円	1,052円	50円	4.99%
広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	1,030円	1,080円	50円	4.85%
広島県自動車小売業最低賃金	993円	1,038円	45円	4.53%

〈参考〉令和6年12月31日発効分

件名	改定前	答申	引上額	引上率
広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	1,064円	1,114円	50円	4.70%
広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	1,020円	1,070円	50円	4.90%
広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	995円	1,045円	50円	5.03%
広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	998円	1,048円	50円	5.01%